熊谷市乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）
実施事業者募集要項

令和7年7月

熊谷市福祉部保育課

令和８年度から実施する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「本事業」という。）を実施する事業者を次のとおり募集する。

１　制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、０歳６か月から２歳までの保育所等に通っていないこどもが、１月当たり１０時間まで保育所等に通園できる制度である。

２　募集事業者

令和８年度中に熊谷市内において本事業を開始する事業者であって、次に掲げる施設等を運営している法人、任意団体又は個人

⑴　認可保育所

⑵　認定こども園

⑶　小規模保育事業所

⑷　家庭的保育事業所

⑸　幼稚園

⑹　地域子育て支援拠点

⑺　認可外保育施設

３　事業内容

⑴　対象となるこども

熊谷市に住所を有するこどもであって、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない０歳６か月から２歳までのこども

⑵　利用可能時間

こども１人当たり月１０時間を上限

⑶　その他

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）実施要綱（令和７年３月３１日付けこ成保第２５７号こども家庭庁成育局長通知）に定めるとおりとする。

４　実施方法

⑴　一般型乳児等通園支援事業

ア　在園児合同実施

本事業専任の職員を配置し、定員を別に設け、在園児と合同で受入れを行う。

イ　専用室独立実施

本事業専任の職員を配置し、定員を別に設け、本事業の専用室を設けて受入れを行う。

⑵　余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所等を利用する児童が、その保育所等に係る利用定員の総数に満たない場合において、空き定員の枠を活用して受入れを行う。

※ 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所に限る。

５　設備基準・運営基準

⑴　一般型乳児等通園支援事業

ア　設備基準

・乳児室　（０歳・１歳児）　１人につき１．６５㎡

・ほふく室（０歳・１歳児）　１人につき　３．３㎡

・保育室・遊戯室（２歳児）　１人につき１．９８㎡

※　その他の基準は、熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第２１条に定めるとおりとする。

イ　職員

・０歳児　　おおむね３人につき職員１人以上

・１歳・２歳児　おおむね６人につき職員１人以上

・半数以上は保育士であること。

・最低２人の職員を配置すること。

・乳児等通園支援事業の専任であること。

※　保育所等と一体的に運営されている場合で、保育所等の職員の支援を受けることができる場合は、乳児等通園支援事業の専任は１人とすることができる。

⑵　余裕活用型乳児等通園支援事業

施設・事業所の区分ごとに、当該施設又は事業所について定める基準条例による。

６　保護者負担

こども１人１時間当たり３００円を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができる。

低所得者世帯等の保護者負担に関しては、別に定めるところにより減免するものとし、減免した分の金額は、市から事業所に支払うものとする。また、給食、おやつ等を提供する場合は、実費相当額を徴収することができる。

７　令和８年度の委託料

⑴　基本分

０歳児	こども１人１時間当たり	１，３００円
１歳児	こども１人１時間当たり	１，１００円
２歳児	こども１人１時間当たり	９００円

⑵　加算分

障がい児	こども１人１時間当たり	４００円
医療的ケア児	こども１人１時間当たり	２，４００円
要支援家庭のこども	こども１人１時間当たり	４００円

８　スケジュール

予定期日	内容
令和７年７月	募集要項等の公開・配布開始
令和７年９月２６日（金）	認可申請書の提出期限
令和７年１２月	乳児等通園支援事業を行う事業所としてしての認可
令和８年１月	利用者の認定申請
令和８年４月	乳児等通園支援事業の開始

９　申請手続等

⑴　提出期間

令和７年８月４日（月）から令和７年９月２６日（金）まで

⑵　提出先

熊谷市福祉部保育課

⑶　提出方法

必要書類を保育課代表アドレスに送付してください。

⑷　提出書類

番号	書類名
1	熊谷市乳児等通園支援事業認可申請書
2	定款又は寄附行為（後日提出可）
3	法人登記簿（小規模保育事業所等は省略可）
4	乳児等通園支援事業の認可申請に係る添付書類確認表（別表）
5	誓約書（別紙１）
6	管理運営に関する調書（別紙２）
7	乳児等通園支援事業所内部の規程（運営規程）
8	職員に関する調書（別紙３）
9	経営の責任者の履歴書

１０	職員の雇用契約書
１１	職員が保育士の資格を有することを証する書類
１２	保育従事者が研修（市長が指定したものに限る。）を修了したことを証する書類
１３	施設に関する調書（別紙４）
１４	建物の平面図（実施場所を示した上で面積を記入）
１５	食事の提供に関する調書（別紙５）
１６	乳児等通園支援事業に係る収支予算書（別紙６）
１７	直近の財務諸表（財産目録を含む。）

※　９から１２までの添付書類及び１３の調書は一般型のみ提出

※　上記の掲げる書類のほか、施設、事業の区分に応じて別途必要な書類を求めることがある。

１０　認可

⑴　認可までの流れ

申請書類受領後、熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準に適合し、児童福祉法第３４条の１５第３項各号に掲げる基準に該当するかどうかを審査する。

審査に当たり必要な場合は、事業実施予定場所の現地確認を行う場合がある。

審査の結果、認可することが適当と認めた場合は、熊谷市児童福祉審議会での意見聴取を経て、認可を行う。

⑵　認可の取消し

事業開始後、熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準に適合しないことが判明した場合や児童福祉法等の法令に違反した場合は、認可が取り消されることがある。

１１　問合せ先

熊谷市福祉部保育課管理係

電話　０４８－５２４－１１１１

（内線）５３７・５３８